

議案第 号

宝塚市平和基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市平和基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市平和基金条例の一部を改正する条例

宝塚市平和基金条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、  
予算に計上して処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市平和基金条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市平和基金条例(平成7年条例第2号)新旧対照表

現行	改正案
(委任) 第5条 (略)	(処分) 第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成する <u>ため必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。</u> (委任) 第6条 (略)

## 平和基金について

### 概要

本市では平成6年8月に、平和の尊さを啓発し永遠の平和社会を築くことを願って、平和モニュメント「火の鳥」（高さ4.4m、ブロンズ製）を建設している。市の予算と市民の募金により建設したもので、その建設剰余金を「平和基金」として管理運営している。

平和モニュメントの台座部分にはタイムカプセルが設置されており、約450通のメッセージが収納されている。建設30年後の令和6年（2024年）に市長が開封（鍵は市長室で保管）し、過去からのメッセージとして皆さんに返すこととなっており、開封の際のセレモニー等に等の財源に基金を充てる。

### 過去の積立額

令和3年	1,580円
令和2年	215円
令和元年	791円
平成30年	861円
平成29年	817円

令和3年度末基金残高 1,975,796円